

別紙ー1（共同事業体協定書標準例）

〔〇〇道路〇〇【施工又は調査等】管理業務共同事業体協定書〕

（目的）

第1条 本協定に基づき設立する共同事業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 中日本高速道路株式会社が発注する〇〇道路〇〇【施工又は調査等】管理業務【基本契約名称を記載】（以下「〇〇業務」という。）の請負
- 二 中日本高速道路株式会社が発注する〇〇道路〇〇【施工又は調査等】管理業務【基本契約名称を記載】に基づく個別の請負（以下「個別契約」という。）
- 三 一及び二に附帯する業務

（名称）

第2条 本協定に基づき設立する共同事業体は、〇〇道路〇〇【施工又は調査等】管理業務共同事業体（以下、「本事業体」という。）と称する。

（成立及び解散の時期）

第3条 本事業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に設立し、〇〇業務の請負契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 〇〇業務を請け負うことができなかつたときは、本事業体は、前項の規定にかかわらず、〇〇業務に係る請負契約が締結された日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第4条 本事業体の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
〇〇コンサルタント株式会社
- (2) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
株式会社〇〇
- (3) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
〇〇

（代表者の名称）

第5条 本事業体は、〇〇コンサルタント株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第6条 本事業体の代表者は、〇〇業務及び個別契約（以下「〇〇業務等」という。）の履行に関し、本事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに発注者に対し請負代金（部分払金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び本事業体に属する財産を管理する権限を有する。

(業務の分担と分担額)

第7条 本事業体の代表者は、発注者と個別契約を締結するときは、構成員ごとの業務の分担を「共同事業体協定書第7条に基づく個別協定書」により定める。また、個別契約の履行期間の途中において発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて構成員の業務の分担を変更することができる。

2 前項に規定する業務の分担については、運営委員会で定める。

3 運営委員会は、第1項に規定する業務の分担に応じて分担額を定める。また、個別契約の履行期間の途中において発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担額を変更する。

4 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、運営委員会で協議して評価する。

(運営委員会)

第8条 本事業体は、本事業体に関係する全ての構成員をもって運営委員会を設け、〇〇業務等の履行に当たる。

(構成員の責任)

第9条 本事業体の構成員は、〇〇業務等の履行に係る進捗管理を行い、請負契約の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 本事業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、本事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引する。

(共通費用の分担)

第11条 個別契約の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定する。

(構成員の相互間の責任の分担)

第12条 構成員がその分担業務の履行に関し、発注者及び第三者に損害を与えた損害は、その構成員がこれを負担する。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議する。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第9条に規定する本事業体の責任を免れるものではない。

(管理技術者)

第13条 本事業体の構成員は、代表者に所属する者から管理技術者を選出する。

2 本事業体の構成員は、管理技術者の指示に基づき、〇〇業務を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 14 条 本協定書に基づく権利義務は、第 15 条及び第 16 条に規定する場合を除き、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の加入に対する措置)

第 15 条 構成員は、運営委員会の承認がなければ、新たな構成員を加入させることができない。

また、本事業体の代表者は、発注者に承諾を得なければならない。

2 前項の規定により本事業体に新たな構成員を加入させた場合は、新たに加入した構成員と共同連帯して〇〇業務等を完了する。

3 第 1 項の規定により新たに構成員に加入した者があるときは、第 7 条に規定する業務の分担の変更を運営委員会で定める。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、運営委員会の承認がなければ、脱退することができない。また、本事業体の代表者は、発注者に承諾を得なければならない。

2 前項の規定により本事業体から脱退した者があるときは、残存構成員は第 7 条に規定する業務の分担の変更を運営委員会で定める。

3 本事業体を脱退した構成員であっても、第 9 条、第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 18 条に規定する責任を免れるものではない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが〇〇業務等の途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して〇〇業務等を完了する。

2 前項の規定により構成員の破産又は解散した者があるときは、残存構成員は第 7 条に規定する業務の分担を変更し、運営委員会で定める。

(解散後の損害賠償責任)

第 18 条 本事業体が解散した後においても、〇〇業務等につき発注者から損害賠償の請求があったときは、各構成員が連帯してその責に任じる。

(管轄裁判所)

第 19 条 本協定の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

〇〇コンサルタント株式会社他〇者は、上記のとおり〇〇道路〇〇【施工又は調査等】管理業務共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇道路〇〇施工管理業務共同事業体

代表者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

〇〇コンサルタント株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

〇〇 〇〇

[〇〇道路〇〇【施工又は調査等】管理業務協定書第7条に基づく個別協定書]

(業務名) 〇〇年度 〇〇高速道路 〇〇【施工又は調査等】管理業務【個別契約名を記載】

中日本高速道路株式会社と契約締結した〇〇高速道路〇〇【施工又は調査等】管理業務【基本契約名称を記載】に基づく標記業務について、〇〇道路〇〇【施工又は調査等】管理業務共同事業体協定書第7条の規定に基づき、同協定書第4条に規定する構成員が分担する内容及び分担額を次のとおり定める。

記

1. 分担内容

構成員名	分担内容	数量	配置期間
〇〇コンサルタント株式会社	管理員〇	〇人	〇.〇.〇～〇.〇.〇
	管理員〇	〇人	〇.〇.〇～〇.〇.〇
	補助作業員	〇人	〇.〇.〇～〇.〇.〇
	管理用自動車	〇台	〇.〇.〇～〇.〇.〇
株式会社〇〇	管理員〇	〇人	〇.〇.〇～〇.〇.〇
	管理用自動車	〇台	〇.〇.〇～〇.〇.〇
〇〇	管理員〇	〇人	〇.〇.〇～〇.〇.〇
	管理用自動車	〇台	〇.〇.〇～〇.〇.〇

2. 分担額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇コンサルタント株式会社 〇〇円
株式会社〇〇 〇〇円
〇〇 〇〇円

〇〇コンサルタント株式会社他〇者は、上記のとおり分担内容を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇道路〇〇施工管理業務共同事業体
代表者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
〇〇コンサルタント株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

〇〇 〇〇